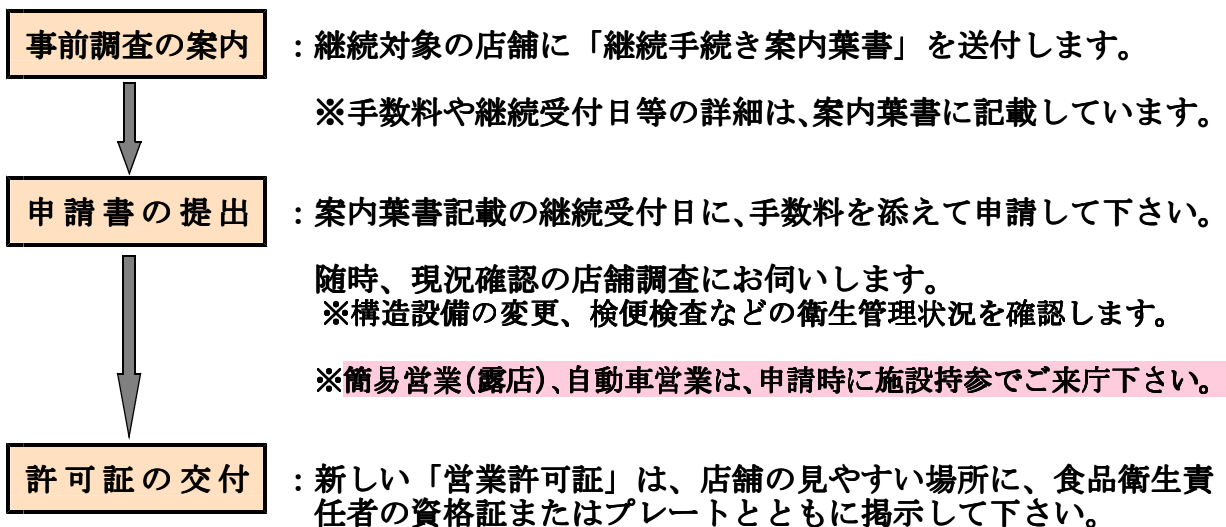


手続き	営業許可申請（継続）	【第3号様式(第6条関係)】
申請対象	営業許可の有効期間後も引き続き営業するとき	
申請様式	・営業許可申請書	
提示書類 (原本提示)	・食品衛生責任者を証する書類 (調理師・製菓衛生師等の免許証、食品衛生責任者養成講習修了証又は食品衛生責任者プレート等、氏名・資格番号・生年月日を確認出来るもの) ※有資格者がいない場合は、次回開催の養成講習会を受講して下さい。	
	・水道水以外を使用している場合は、水質検査成績書 (食品製造用水の基準(26項目)及び残留塩素濃度を測定し、基準に適合していること。申請日の1年以内に実施していること) ※清涼飲料水製造業については、この他に個別基準が適用されますので、事前にお問い合わせ下さい。	
手数料	業種毎に異なります。奈良県収入証紙で納入して下さい。 ※保健所内食品衛生協会又は南都銀行本支店（一部支店を除く）で販売しています。	

◆申請スケジュールは、次のとおりです。



◆その他参考事項◆

- ①検便検査：健康保菌者を原因とする食中毒が多発しています。
健康管理と食中毒の未然防止のため、定期的な検便検査をお願いします。
- ②水質検査：井戸水など、水道水以外の水を使用する場合のみ必要です。
「食品製造用水の基準」への適合と、塩素消毒の場合は、残留塩素濃度についても併せて検査を実施して下さい。
※水質検査は、許可後も毎年実施し、基準適合を確認して下さい。
※清涼飲料水製造業は、別途基準がありますので、事前にお尋ね下さい。
- ③製品検査：仕出し、大規模施設、製造業では、日常管理の一環として、一般細菌や大腸菌などの製品検査もご検討下さい。